

議題 1

県政再生推進本部の設置について

1 目的

岐阜県政再生プログラムの着実な実施及び再発防止の徹底、法令遵守の全庁的な取組みの推進に向けた庁内意思決定機関・推進母体として設置する。

2 役割

(1) 岐阜県政再生プログラムの推進に関すること。

- ・再発防止策の具体的進め方に関する協議及び進行管理
- ・「内なる総点検」の実施に関する方針の決定及び進行管理
- ・返還金による基金の活用に関する方針の決定及び運営管理

(2) 職員の意識改革に関すること。

- ・職員倫理憲章及び同憲章に基づく実行計画の策定
- ・意識改革のための研修プログラムの実施に関する方針の決定及び進行管理
- ・県職員のボランティア活動の実施に関する方針の決定及び進行管理

(3) 法令遵守に係る全庁的な取組みに関すること。

- ・県政監視委員会が扱う苦情案件に関する情報共有及び対応方針の決定
- ・県政監視委員会から県に対する勧告・意見に関する情報共有及び対応方針の決定
- ・職員の不正行為事案に関する情報共有

(4) その他付随する事項に関すること。

3 構成員

知事を本部長とし、構成員は幹部会議メンバーとする。(ただし、警察本部長を除く)

4 実施頻度

10～11月は、毎週開催。(幹部会議と併せて開催)

5 事務局

知事直轄に新設予定の監察課が担当。(監察課設置までの間は、再発防止策推進チームが担当)